

令和3年1月13日

感染症拡大に伴う臨床研修特例措置について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度は臨床栄養師研修の臨床研修が困難な状況が続いていることから、2019年度～2022年度に臨床栄養師研修を開始した者については、以下のように、緊急時の対応をすることとしましたのでお知らせ申し上げます。

お問合せは、臨床栄養師研修担当加納までご連絡下さいますようお願いいたします。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
代表理事 三浦 公嗣
臨床栄養師研修委員長 田中 明
栄養サポートチーム研修委員長 加藤 昌彦
(臨床栄養師研修運営担当理事 杉山 みち子)

【特例措置】

臨床栄養師研修施設ではない施設に勤務している者は、履修が必要な900時間のうち症例検討を最大で850時間行うことができることとする。また、症例検討を差し引いた残りの50時間については、臨床栄養師研修施設において研修できない場合には、現に勤務している場合は当該勤務先で、また大学院生は大学院修了後の勤務先で、50時間以上勤務すれば臨床研修を履修したこととみなすこととする。

問合せ先

臨床栄養師研修事務 加納 亜紀子

E-mail ncm.kanou@gmail.com

電話・FAX 046-828-2663